

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人木口福祉財団

平成25年3月26日法人名変更

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人木口福祉財団（以下「この法人」という。）の定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第12条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額は、別表第1に定める常勤役員報酬月額表に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 常勤理事に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長が、理事会の承認を得て決定する。

- 4 常勤理事に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 各評議員への報酬等は、定款第12条に定める金額の範囲内において別表第5「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合も含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあたっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金。積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人木口ひょうご地域振興財団の設立登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬月額表

(単位：円)

	月 額
第1号	750,000
第2号	812,500
第3号	875,000
第4号	937,500
第5号	1,000,000
第6号	1,062,500
第7号	1,125,000

別表第2 非常勤役員の報酬

理事 理事会出席の都度、報酬として一人一律3万円（税控除手取り額）

監事 理事会出席の都度、報酬として一人一律3万円（税控除手取り額）及び監事監査の都度、監査業務報酬として一人一律手取り10万円（税控除手取り額）

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×4（年率）で詳細は以下の通りとする。

支給月	率	基準日
6月	1.9	前年10月1日から当年3月31日までの6ヶ月
12月	2.1	当年4月1日から当年9月30日までの6ヶ月

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

報酬年額の12分の1×1.5×在職年数

なお、上記計算額の10%を限度とし功績に応じ加算金を加えることができる。

別表第5 評議員の報酬

評議員 評議員会出席の都度、報酬として一人一律3万円（税控除手取り額）